

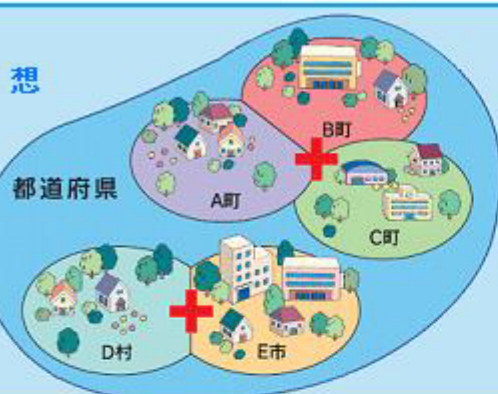
平成17年4月以降は、都道府県が、市町村合併の推進に関する構想を策定し、市町村合併を推進するものとされました。

総務大臣の定める 基本指針

総務大臣が、市町村合併を推進するための
基本指針を策定します。



構 想



都道府県が、基本指針に基づき、
市町村合併推進審議会の意見を聴いて、
市町村の合併の推進に関する構想を策定
するものとされました。

構想に基づき、県は次のことができるとされました。

合併協議会が
設置されていない場合

合併協議会が
設置されている場合

合併協議会設置の勧告
(地方自治法第252条の2第4項)

申請に基づき、
市町村合併調整委員を
任命し、あっせん・調停

合併協議推進勧告

合併協議会設置協議に
ついて、議会に付議

都道府県知事は、勧告に基づい
て講じた措置について報告を求
めることができる。

↓ 議会が否決した場合

市町村長が選挙管理委員会に
住民投票請求

↓ 市町村長が住民投票請求しない場合

住民が有権者の1/6以上の
署名を集めて住民投票請求

↓ 有効投票の過半数の賛成の場合

合併協議会の設置